



2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社 東京ソワール
代表者名 代表取締役社長 小泉 純一
(コード番号 8040 東証第2部)
問合せ先 取締役上席執行役員管理本部長 小林 義和
(TEL. 03-5474-6617)

株主による臨時株主総会の招集請求に係る 当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年1月28日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の株主であるフリージア・マクロス株式会社（東京都千代田区神田東松下町17番地）（代表取締役社長 奥山 一寸法師）（以下「本株主」といいます。）より、臨時株主総会の招集請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（以下「本株主請求書面」といいます。）を2022年1月28日に受領しておりました。

当社は、本日開催の取締役会において、本請求に対して、以下の対応を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的たる事項

- 議題1 取締役 小泉純一氏の解任の件
- 議題2 取締役 小泉純一氏を取締役候補とする会社議案を永久的に発議しない件
- 議題3 取締役 監査等委員 宮本幸三氏、岡本雅弘氏、瀧村竜介氏、3名の解任の件

(以下、上記議題1、議題2及び議題3をそれぞれ本株主議題1、本株主議題2及び本株主議題3といたします。)

(2) 招集の理由ほか

当社が公表しました2022年1月28日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の別紙をご参照ください。

2. 当社の対応及び本請求に対する当社の意見

当社は、以下の理由から、本日開催の当社取締役会において、(ア)本株主議題1ないし3に係る臨時株主総会の招集請求には応じないものの、(イ)本株主議題1及び本株主議題3については当社の第53回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において付議するとともに、下記「3. 本定時株主総会に付議する本株主議題1及び本株主議題3に対する当社の意見及び反対の理由」に記載のとおり、本株主議題1及び3に対して反対することを決議いたしました。

(1) 本株主議題1及び本株主議題3について

当社は、会社法の規定に従って必要な要件を満たす場合に、かつ、権利濫用と認められる場合を除き、株主の皆様が、当社の役員の解任を議題とする臨時株主総会の招集請求を行うことは認められるものと考えておりますが、当社は、12月末日を決算としているため、本請求の有無にかかわらず、3月末日までに定時株主総会を開催することを予定しておりました。

そこで、株主総会を近接した日時に複数回開催することにより発生する各種費用や、株主の皆様の議決権行使のためのご負担を考慮し、本株主議題1及び本株主議題3については、当社の本定時株主総会の付議議案とすることといたしました（当社の本定時株主総会は2022年3月29日を予定しており、詳細は別途ご案内申し上げます。）。

なお、当社は、本株主から個別株主通知を2022年2月4日に受領しておりますところ、本定時株主総会の開催日は、当該受領日から8週間以内の日に設定しています。

(2) 本株主議題 2 について

当社は、本株主議題 2 に係る臨時株主総会の招集請求については、以下の理由から会社法の要件を満たさない請求であると考えています。

すなわち、株主による株主総会招集請求について定める会社法 297 条 1 項では、「株主総会の目的である事項」について株主総会の招集を請求することができるかとされています。「株主総会の目的である事項」とは、あくまで株主総会の権限に属する事項に限られるべきであるところ、取締役会設置会社では、株主総会決議事項は、会社法上規定されている事項及び定款で定めた事項に限られています(会社法 295 条 2 項)。しかしながら、特定の者を候補者から排除する旨の決議は、会社法上も、当社定款上も株主総会決議事項とはされていません。よって、本株主議題 2 については、会社法 297 条 1 項の「株主総会の目的である事項」には該当せず、適法な招集請求とはいえないことから、当社は、臨時株主総会の招集請求に応じないこととし、かつ、本株主議題 2 を本定時株主総会の付議議案にもしないことといたします。

3. 本定時株主総会に付議する本株主議題 1 及び本株主議題 3 に対する当社の意見及び反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から、本株主議題 1 及び本株主議題 3 のいずれについても反対いたします。

(1) 本株主議題 1 について

(ア) 当社の企業価値の中長期的な向上の観点から小泉代表取締役を解任するべきではないこと

当社は、コーポレートガバナンス報告書(最終更新日:2021年12月21日付)にて公表しておりますとおり、取締役の選任につき、役員規程(内規)において方針と手続きを定めており、経営陣幹部や取締役候補については業務経歴等を踏まえ最適な人物を指名することとしております。

小泉代表取締役は、1987年4月に当社に入社してから、営業職を経た後、当社の企画部門に従事し、現場に精通した豊富な経験と専門的知識を有しております。特に、小泉代表取締役は、営業経験、モノづくりに対する豊富な知識、取引先との強固な信頼関係などの点で、当社になくてならない人材であると考えています。このような観点から、当社取締役会は、小泉代表取締役を「業務経歴等を踏まえ最適な人物」として取締役候補に指名し、昨年の当社の定時株主総会において、株主の皆様から小泉代表取締役を取締役として選任することについてご承認を頂戴しておりました。

当社は、その経営方針として、収益構造の見直し、基礎収益力の回復及びサステナブル経営への取り組みを掲げておりますが、これらの経営方針の達成のためには、小泉代表取締役が今後も当社の代表取締役として継続して職務を遂行することが非常に重要であると考えています。

以上の点から、当社は、小泉代表取締役が引き続き当社の取締役として職務を遂行することが当社の中長期的な企業価値の向上の観点から必要であると考えております。

(イ) 小泉代表取締役を解任する理由がないこと(本株主が解任の理由として指摘する事項はいずれも、事実誤認であるか根拠に基づかない主張であること)

本株主は小泉代表取締役を解任するべきと考える理由を本株主請求書面の本株主議題 1 に係る「提案の理由」に記載していますが、いずれも事実誤認であるか、根拠に基づかない主張です。

① 有価証券報告書等の虚偽記載との主張について

本株主は、当社の第 52 期有価証券報告書などに記載されている固定資産譲渡に係る取引(当社が所有していた東京都渋谷区の賃貸不動産を第三者に譲渡する取引を指します。)について、「株主に対しての忠実義務違反」があることや、虚偽の記載であり「金融証券取引法第 172 条の 4 に違反している疑い」(原文ママ)を主張していますが、これは推測や事実誤認に基づく主張です。

すなわち、本株主請求書面において、本株主が、どのような根拠・理由でもって、当社の固定資産譲渡に係る取引が、当社の役員の善管注意義務違反を構成するのかが極めて不明瞭ですが、その点を措くとして、譲渡の目的は、「新型コロナウイルスの感染の長期化に対する備えとして、当社の事業用資産を構成しない不動産を売却し、これにより運転資金を確保すること」にあります。当該取引により、当社は、新型コロナウイルスによる影響

下においても安定した資金繰りを維持しています。

本株主は、「固定資産の売却代金が会社の手元にあたかも残るかのよう説明し、それによって従来よりも余力ある資金繰りが可能となり、加えて与信も上がるので資金の調達枠も増大する」と当社が有価証券報告書にて報告している旨を主張していますが、本株主が主張するような記載は一切存在しておりません。これは、明白な事実誤認です。

なお、本株主は、固定資産譲渡に係る取引により当社が得た売却金について、当社が「インサイダーかつステークホルダーである一部大株主に他のステークホルダー及び株主に優先して債務の返済を行う便宜を図る」と述べていますが、当社は返済期限の到来した金融負債の一部の返済をただけであり、返済期限の到来した債権を有する債権者のうち、特定の一部の債権者に対して、偏頗的に弁済を行い、他の債権者の皆様にご迷惑をおかけしたといった事実は一切ありません。

② 当社の2021年7月30日開催の臨時株主総会について

本株主は、小泉代表取締役が、当社の2021年7月30日開催の臨時株主総会に出席できなかったことについて批判をしていますが、当日の体調不良によりやむを得ず欠席をしたものであり、この欠席により解任までもが正当化されるとは到底思われません。

(2) 本株主議題3について

当社のいずれの監査等委員についても、それぞれの豊富な経験・見識に裏づけられた助言を当社にいただいております。当社の取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化に貢献されていることから、当社としては解任する理由を見出せません。本株主は、本株主請求書面の本株主議題3に係る「提案の理由」にて、当社の違法性の疑いのある行為の存在を、3名の監査等委員を解任する理由として記載していますが、当該違法性の疑いのある行為の存在自体が事実誤認であるか、根拠に基づかない主張であることは上記(1)に記載のとおりです。

なお、本株主が当社の監査等委員会の機能について問題視をする背景として、当社の在庫の取扱いに関する批判（一般常識に照らして、異常な会計処理がされているとの批判）を展開していますが、これも誤解に基づく主張であり、当社は、会計監査人による監査の下、商品及び製品の特性に合わせた適正な会計処理を実施しております。

以上

本プレスリリースは、当社の株主による臨時株主総会の招集請求に係る当社の対応及び当社の取締役会の意見を一般に公表するための文書であり、当社の株主の皆様に対して、当社の定時株主総会における議案につき、当社又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘するものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきものではありません。